

提案主体の氏名 又は団体名	提案名	事業の 実施場所	具体的な事業の実施内容	事業を実施した場合に想定される 経済的社会的効果	事業の実施を不可能又は困難と させている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容
<p>(提案主体) 日南市</p> <p>(連名) 日南地区旅館組合 一般社団法人 日南 市観光協会 広島東洋カープ日南 協力会 西武ライオンズ南郷 協力会</p>	<p>日南市スポーツキャ ンプ等追っかけ特区</p>	<p>日南市全域</p>	<p>✓日南市は、プロ野球では広島東洋カー プ、埼玉西武ライオンズ、Jリーグでは横浜 FCなどのキャンプ地となっており、毎年、多 くのファン(年間約10万人)が訪れている。し かしながら、その期間中、市内の宿泊施設 予約の約8割は選手、球団関係者、報道関 係者で占められ、ファンや一般観光客、外 国人観光客が市内で宿泊することが困難な 状況が続いている。(観光協会等への苦情 等が多い)</p> <p>✓その結果、ファンは近隣の市町村に宿泊 したり、それでも宿泊施設がない場合は車 中泊で対応せざるを得ない状況となってい る。また、一般観光客等も市内に宿泊でき ないため、市内観光地では集客が落ち込ん でいる。</p> <p>✓そこで、本市および近隣市町村で行われ るスポーツやライブイベント、MICEなどの大 型会議の開催期間において、市内の宿泊 施設が不足するような可能性がある場合に 限り、活用されていない空き家や住居の空 き部屋などの遊休施設を一時的に宿泊施 設として活用できるようにする事業を行う。</p> <p>✓その際、日南市観光協会等が日南市内 の宿泊施設の空き部屋を把握し送客できる システムをつくり、市内の既存の宿泊施設 に優先的に送客する。それでも市内宿泊施 設のキャパシティを超えた場合は、活用され ていない空き家や住居の空き部屋などで、 宿泊受入れを希望する方に、宿泊希望者 を送客する事業を展開する。</p> <p>なお、実態として、(上述ファンも含む)市 内観光客の大半が、2日程度の滞在であ り、また、市内入り後に宿泊先を探すケー スもあることから、空き部屋情報のタイム ラグが出来る限りでないような仕組みを構 築する。</p> <p>✓本事業は、宿泊キャパシティに限りのある 中核市周辺の一般市町村が抱える課題 解決に直結するものである。また、中核市 と異なり、その周辺市町村への訪問は、長 期でも2泊程度であることを踏まえ、これ を周遊観光に上手くつなげることが、地 域の観光収入額の増加につながり「地方 創生」にもつながるものと考えられる。</p>	<p>【経済的効果】</p> <p>試算:市内消費額 年間1億円(1万 人×1万円) (参考:日南市財政規模260億円、 日南市消費総額約400億円、市観 光業市場規模32億円)</p> <p>試算の前提 (1)2月、11月の広島キャンプ期 間中(約60日間)に提案の事業を実施 した場合の試算 (2)「日南市内に宿泊したいが、出 来ない観光客」は地元の宿泊施設 にヒアリングを行い、約1万人と想 定。 (3)彼らが市内に宿泊できること で、夕食、朝食を日南市内で取っ てもらえ、さらに温泉やおみやげなど の消費まで考慮すると約1億円(1万 人×1万円)</p> <p>その他、油津港まつり、花火大会や 飴肥城下まつりなど、日南市内で 実施される定期的なイベントを考慮 すると、上述試算以上の効果が見 込まれる。</p> <p>【社会的効果】</p> <p>1 住民と観光客との交流が生ま れ、将来的な定住にもつながる。 2 宿泊により滞在時間が延長さ れ、SNSによる情報が拡散され更 なる誘客を図ることができる。</p>	<p>◎旅館業法第3条 「業」として行うとみなされた場合、 同法の規定の適用を受け、衛生、 建築等の基準を満たす許可が必要。 「具体的な事業の実施内容」の とおり、地元宿泊施設に不足が生 じる場合に、一般の空き家や空き 部屋を柔軟に活用するためには、 同法に係る許可手続等が支障とな る。</p> <p>◎国家戦略特別区域法第13条、 同法施行令第3条 上述旅館業法の特例を活用するこ とも考えられるが、同法施行令第3 条の外国人滞在施設経営事業の 要件が、提案事業の円滑な運用の 支障となる。具体的には、ほとん どの空き屋や空き部屋では施設条 件を満たすことができないこと や、1泊から2泊程度の市内滞在 であり、7-10日までの範囲内とし て支障となる。</p>	<p>旅館業法第3条第1項</p> <p>国家戦略特別区域法第 13条 国家戦略特別区域法施 行令第3条</p>	<p>提案事業を地方創生に資する事業として円滑に導入できる ようにするため、旅館業法第3条に規定されている要件の緩 和を希望する。具体的には、市町村が認める期間中(例:プ ロ野球の春季キャンプ期間の2月など、あらかじめ市町村と 旅館組合等と協議し指定した日)において、一般の空き屋・ 空き部屋でも宿泊が可能となるよう、構造設備や場所で許可 できる内容とする。</p> <p>提案事業を地方創生に資する事業として円滑に導入できる ようにするため、国家戦略特別区域法第13条で想定してい る外国人滞在施設経営事業の要件の緩和を希望する。具 体的には、市町村が認める期間中(例:プロ野球の春季キャン プ期間の2月など、あらかじめ市町村と旅館組合等と協議し 指定した日)において、一般の空き屋・空き部屋でも宿泊が 可能となるよう、同法施行令第3条に規定している期間を1日 以上、一居室の条件をすべて無くし、あわせて外国人滞在以 外の滞在も認める内容とする。</p>